

平成23年(2011年)8月 那覇市・南風原町環境施設組合議会 臨時会

(午後3時35分開会)

議長(瀬長 清)

定刻になりましたので、ただ今から平成23年(2011年)8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配布したとおりであります。

議長(瀬長 清)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において宮平のり子議員と、花城清文議員を指名いたします。

議長(瀬長 清)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらかじめお手元に配布した会期日程のとおり本日、8月11日の1日間にいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日8月11日の1日間に決定いたしました。

なお、会議の時間につきましては、組合議会会議規則第9条において、午後4時までとなっておりますが、本日の開会が、3時半であることから、あらかじめ会議時間を5時まで延長いたします。

議長(瀬長 清)

日程第3、議案第4号 那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城 充 総務企画課長。

総務企画課長(前城 充)

それでは議案第4号 那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

同条例は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正」に伴い、一部改正するものです。

改正内容は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員が育児のための早出遅出勤務の請求ができるようにし、及び育児又は介護を行う職員が時間外勤務の制限の請求ができるようにするものです。

並びに本組合職員の給与に関する条例により準用する「那覇市職員の給与に関する条例付則第13項」及び「南風原町職員の給与に関する条例附則第6項」に規定する特定職員が、介護休暇を取得する場合に減額される勤務1時間あたりの給与額について規定するためのものであります。

この条例は、公布の日からの施行を予定しております。

なお、那覇市においては、平成23年2月定例会にて議決され、同年4月1日から施行されております。

以上の理由により、この案を提案いたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

議長（瀬長 清）

これより質疑に入ります。質疑につきましては、会議規則第46条の規定により、1人3回までといたします。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号 那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（瀬長 清）

日程第4、議案第5号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城 充 総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

それでは議案第5号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ545万5,000円減額補正するものです。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ28億3,344万3,000円となります。

まず歳入予算の概要をご説明申し上げます。第1款分担金及び負担金、ごみ処理施設管理運営負担金で、545万5,000円の減額補正であります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。第3款衛生費、清掃総務費で、545万5,000円の減額補正となっております。内訳は、報酬で非常勤職員の6ヶ月分の増額と、給料及び職員手当等、共済費で、職員数が当初予定より1名減による減額であります。

以上が、議案第5号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（瀬長 清）

これより議案第5号について質疑に入ります。質疑につきましては、会議規則第46条の規定により、1人3回までといたします。

それでは発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

宮平のり子議員。

5番（宮平のり子）

議案第5号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、那覇市が認めなかった人員について、職種、また、その影響、これからどのように対策をしていくのかをお聞かせください。お願いします。

議長（瀬長 清）

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

宮平のり子議員のご質問にお答えいたします。那覇市への職員増の要求につきましては、土木技術職を1名要求しておりました。平成22年度ま

では、通常の維持管理業務や「定期点検補修工事」の積算等に必要である電気や機械の技術職を要求してまいりましたが、同職については採用も不定期であり職員数も少ないことから、これまでどおり要求が認められませんでした。

そのため、今年度は土木職を要求しましたが、那覇市においては土木の職員数は比較的多く、要求が叶う可能性が高かったこと、また、本組合には土木の職員は在籍していない為、電気や機械の職員が本来の業務に加えて、土木に関する補修工事等も兼務している現状から、負担を軽減し業務の適正化を図ることを目的としておりました。

要求が認められなかった影響としましては、業務を兼務していることで、時間外が増えるなど負担増に繋がっております。

今後、那覇市に対しましては、技術職の要求は継続していく予定であります。組合の組織体制を考慮した場合、電気及び機械職に関しては、人事異動に左右されない「プロパー職員」を採用することで、焼却施設に対する専門技術の蓄積がより高度なものとなり、更なる良好な管理運営が可能になるものと考えております。

5番（宮平のり子）

ありがとうございました。必要な職員の確保については、更なる充実に向けて頑張っていたきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（瀬長 清）

他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。議案第5号 平成2

3年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（瀬長 清）

日程第5、議案第6号 工事請負契約について（定期点検補修工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

議案第6号 工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。

この案は、那覇・南風原クリーンセンターの「定期点検補修工事」の工事請負契約であります。

定期点検補修工事は、焼却施設全体の機能の保全・回復を目的とし、毎年定期的を実施するものであり、全焼却炉を休止して行う蒸気タービン発電機や受電設備等共通系設備の整備・補修と、各焼却炉のローテーション休止に伴って行う焼却設備、ボイラー設備及び排ガス処理設備等各系列毎の設備の整備・補修に大別されます。

内容としましては、各機械類の分解、清掃、点検及び劣化による消耗部品類の交換を行います。ごみクレーン類及びボイラーについては、整備・補修後、検査機関による法定検査を受検するものであります。

工事請負契約につきましては、去った7月13日に開催された「那覇市・南風原町環境施設組合ごみ処理施設管理運営委員会」において承認を得ており、地方自治法施行令第167条の2第1項

第2号を適用し、随意契約により請負金額3億5,994万円で、「JFEエンジニアリング株式会社九州支店」と平成23年7月22日付で仮契約を締結しております。よろしくご審議下さいませようお願い申し上げます。

議長（瀬長 清）

これより議案第6号について質疑に入ります。発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

喜舎場盛三議員。

4番（喜舎場盛三）

質問する前にお断りしておきたいと思っておりますが、まだ顔面麻痺が残ってしまっていて、少ししゃべりにくいのでお聞き苦しい点がありましたらご勘弁いただきたいと思っております。

では議案第6号、工事請負契約について質疑をいたします。焼却施設全体の機能の保全・回復のために毎年実施されております定期点検補修工事、当然、毎年度内容は深まってくると思っておりますけれども、22年度と23年度ではどのように違っているのか、そしてその請負金額が22年度は2億9,500万5,000円で、23年度は3億5,994万円、その差6,400万円程となっておりますけれども、その理由を伺います。そしてまた23年度請負契約がプラントメーカーとの随意契約となっている理由をお願いします。

議長（瀬長 清）

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長(田場茂樹)

喜舎場盛三議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目と2番目のご質問については、関連しますので、まとめてお答えいたします。

定期点検補修工事は、焼却施設全体の機能回復を目的とし、設備毎の点検整備計画に基づき、毎

年実施しております。

主な点検項目としましては、焼却設備においては焼却炉内の清掃、点検、耐火物補修などがあり、ボイラー設備においてはボイラー水管の清掃、集じん設備の清掃等があります。

また、灰溶融設備においてはメタル開口装置の点検整備などがあります。

平成22年度と平成23年度の主な相違点につきましては、平成22年度は、排ガス中の粉じんとダイオキシン類を除去するろ過式集じん器において、バグフィルター約1500本の取替や、発電機の分解点検を行っております。

平成23年度は、電気事業法で2年に1度の安全管理審査の受審が義務付けられているボイラー及びその附属設備を受審する年度であるため、点検範囲が増大しております。約6,000万円の増額は、ボイラーの審査の受審に加え、設備の経年劣化による交換部品や補修範囲の拡大によるものであります。

3番目のご質問についてお答えいたします。

一般廃棄物処理施設は、プラントメーカーの高度な工学的技術とノウハウが蓄積された特殊な施設であります。その施設は、多くの器機が緊密にシステム化された有機的な構造となっている為、本来の性能を継続的に発揮させるには、既存設備の構造や性能を踏まえた、適切な点検整備及び補修工事を定期的に行うことが不可欠となります。その際には、プラント設備の停止期間を最小限に止めること、更には年間を通して効率的な稼働が求められることから、点検整備及び補修工事を迅速かつ正確に遂行する必要があります。

以上のことから総合的に判断して、定期点検補修工事の施工者は、プラント設備の構造、機能及び性能を熟知しているプラントメーカーが最適であると考えております。

議長（瀬長 清）

喜舎場盛三議員。

4 番（喜舎場盛三）

では、2 番目に質疑をいたします。2 3 年度の請負金額が 2 2 年度と比べて 6, 4 0 0 万円程高くなっておりますけれども、これは 5 年間の保証期間が終了したことも間接的に原因となっているのではないかと。

それからもう一つ、焼却施設はいまおっしゃいましたように、それぞれが関連した有機的な構造となっている。だからその一つの部分だけ取り出して、よその企業とかというのも難しいと思えますけれども、お聞きいたします。プラントメーカーしかできない定期点検、特許などの関係もあると思えますけれども、その部分はどこなのか。そしてこの 2 3 年度の定期点検補修工事で、地元企業に請け負わせる努力をしたのかどうか、そしてこのときに資材を交換しますけれども、その交換した資材の部品の県産品の割合はどのくらいか伺います。

議長（瀬長 清）

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長(田場茂樹)

喜舎場盛三議員の再質問にお答えいたします。5 年間の保証期間が終了したことによって、6, 4 0 0 万円に影響しているのではないかとという質問に関しましては、5 年間の保証期間終了による影響はございません。

それと当クリーンセンターにおいては、プラント電気設備の点検業務を平成 1 8 年度から、コンベア類などの一般的な機器類の清掃・点検整備を平成 2 1 年度から、県内企業で履行可能であると判断し、業務を発注しております。

更に今年度は、昨年度まで定期点検補修工事で実施していたホイストクレーン及び空気圧縮機

を、定期点検補修工事から分離し、県内企業への発注を予定しております。

なお、平成 2 3 年度以降につきましても、焼却炉、ボイラー、蒸気タービン及び灰溶融炉などの基幹的な設備を除いて、破碎選別設備などの一般的な機器については、費用面、技術面、或いは安全対策面などの効果検証を行った上で、県内企業への分離発注を引き続き検討していきたいと考えております。

また、平成 2 2 年度の定期点検補修工事で使用された材料のうち、県産品の占める割合につきましては、金額割合で約 2 . 8 パーセントとなっておりますが、これは使用する製品が県外で加工された特殊なものが多いことによるものであります。

因みに、労働者の延べ人数に対する県内労働者が占める割合は、約 8 0 パーセントとなっております。

議長（瀬長 清）

喜舎場盛三議員。

4 番（喜舎場盛三）

どうもありがとうございました。現在、焼却炉の運転は地元企業がやっているわけですよ、日頃運転をやっているだけによくいろいろ知っていると思うんですね、非常に技術力も上がってきていますし、このプラントのメーカーは確かに高度な技術を持っていますけれども、実際、毎日動かしているのが地元の企業なんです。この企業も実際に技術力も高まっていっているということで、ぜひ地元の企業にも、確かに努力はしておりますけれども、できるだけ定期点検の補修工事、いままでみたいに努力していただいて、少しでも多く請け負わせることができればと要望いたします。以上です。ありがとうございました。

議長（瀬長 清）

次に古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

日本共産党の古堅茂治です。議案第6号 工事請負契約（定期点検補修工事）について質問を行います。

1点目、本組合のごみ処理施設は、全連続燃焼式ストーカ炉、廃熱ボイラー、電気式廃溶融炉、破砕選別設備などの大型の特殊プラントで、ダイオキシン・水銀など有害物質、大気汚染防止のための規制が厳しく求められています。そこで、本施設における定期点検補修工事の重要性についてお答えください。

2点目、今回の定期点検補修工事の内容と期間を問うものです。

議長（瀬長 清）

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の、ご質問にお答えいたします。

定期点検補修工事は、焼却施設各機器の機能の保全・回復を目的としており、施設を停止して、運転中にできない内部清掃や点検・補修等を行います。この点検・補修によって、年間を通して安定した運転が確保されることとなります。

また、定期点検においては、各機器の損傷及び劣化等の傾向が把握されることから、次年度以降の計画的な補修工事等の保全計画が可能となります。その結果、施設の長寿命化が図られることにもなり、大変重要性の高い業務となっております。

2番目の、ご質問にお答えいたします。

毎年行っている主な点検項目としましては、焼却設備においては焼却炉内の清掃、点検、耐火物補修などがあり、ボイラー設備においてはボイラ

ー水管の清掃・点検などがあります。また、ダイオキシン類などの排ガスを適切に処理する集じん設備の清掃・点検などがあります。

平成23年度は、毎年の点検項目に加えて、電気事業法で2年に1度の安全管理審査の受審が義務付けられているボイラー及びその附属設備を受審する年度であるため、点検範囲を拡大して点検・補修を行います。

工事期間につきましては、本議会議決終了後の平成23年8月末から平成24年3月16日の約8ヶ月間であり、年度内完了を予定しております。

議長（瀬長 清）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

定期点検補修工事は、安心・安全・安定な運営管理に不可欠なものとなっています。そこで特殊プラントである本施設の定期点検補修工事について、炉や各種装置などを設置したプラントメーカーと随意契約を行うメリット・デメリットを明らかにしてください。

2点目、競争性が働かない随意契約にあって、定期点検補修工事の請負金額の算定根拠と随意契約先との調整内容、さらに精査方法について答弁を求めます。

3点目、今回の定期点検補修工事について、大まかに分類した請負金額（算出額）を伺います。

議長（瀬長 清）

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の、ご質問にお答えいたします。随意契約したことによるメリットにつきましては、契約相手方であるプラントメーカーがプラント設備

の構造、機能及び性能を熟知しており、点検整備及び補修工事を迅速かつ正確に遂行することができ、プラント設備の停止期間を最小限に止め、更には年間を通して効率的な稼働が可能となることがあります。

また、デメリットにつきましては、随意契約であることから、競争原理が働かないことがあげられます。

2番目の、ご質問にお答えいたします。

請負金額の算定根拠としましては、昨年度に実施した定期点検補修工事の結果を基に、今年度を実施する点検・補修内容を確定した上で、「社団法人全国都市清掃会議」発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」に基づき、更には過去に実施した定期点検補修工事の作業実績を参考に、予算額の範囲内において積算を行っております。

なお、定期点検補修工事の点検・補修内容及び請負代金額等につきましては、プラントメーカーと今年度4月から7月にかけて、当組合の設計・積算根拠を提示の下、数回の協議を行った結果、プラントメーカーから当組合の設計額を下回る金額の提示を受け、同意に至った経緯があります。

3番目のご質問にお答えいたします。

今年度の定期点検補修工事における主要な設備毎の費用の内訳は、焼却炉設備が約5,700万円、灰処理設備が約5,400万円、集じん設備が約4,200万円、ボイラー設備が約8,800万円となっております。

議長（瀬長 清）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

答弁もありました。当局もいろいろご努力をされていることについては一定の評価はしたいと思えます。大まかな内容が明らかになりましたが、今回の定期点検補修工事の総額は3億5,994

万円、組合の今年度の総予算額28億3,889万円の12.7パーセントも占めています。運転管理など清掃費に占める割合は22パーセントにもなります。

本施設の安心・安全な運転管理に不可欠な定期点検補修工事については、経年、年が経つほどに補修箇所と工事費がさらに増えてまいります。工事費の算定にあたっては、特殊プラントで有るがゆえに、競争原則が働かないなど、得てしてメーカーの立場が強くなりがちだと言われています。その問題点も指摘されています。

そこで、メーカーの算定、言いなりにならず、算定根拠を詳しく調べ、メーカーに太刀打ちできる当局の精査能力を高めることが求められています。そのためにも、当局もその必要性を認めています。技術職員の増強を強く求めて質疑を終わります。

議長（瀬長 清）

次に山川典二議員。

3番（山川典二）

議案第6号 工事請負契約について質疑をさせていただきます。質疑の1番につきましては先程喜舎場議員から質疑がございましたので割愛をさせていただきます。2番目から質疑をさせていただきますが、3月11日の東日本大震災からちょうど今日で5ヶ月目でございます。犠牲者の方が1万5千、そして行方不明者が4,800人余りということで、約2万人の方々が犠牲や行方不明になっております。そういう想像を絶するような地震による津波、そしてひいては放射能汚染まで本当に未曾有の経験でございますが、そういう震災からひとつ学ぶべきものがあるのではないかとということで質疑をさせていただきますが、当クリーンセンターの処理プラント設備の耐震性能、そして構造はどうなっているのか、それが

ら仮に耐震度を超えた場合の対策はどうなるのか伺います。

それから天災による処理プラント設備が壊滅状態になった時のメーカーや、あるいは工事請負業者の補償はあるのか伺います。

3番目に未曾有の東日本大震災から学ぶべきものがあると思いますが、被災地の焼却処理プラント設備の状況など当局は今回の東日本大震災をどういうふうな形で研究したことがあるのか伺います。

議長（瀬長 清）

田場 茂樹 クリーンセンター所長。

那覇・南風原クリーンセンター所長(田場茂樹) 山川典二議員のご質問に順次お答えいたします。

2番目のご質問からお答えいたします。

当クリーンセンターは震度7程度には耐えうる構造となっており、プラント設備は、大地震が発生した際には、安全に停止できるように設計されております。

当センターには、地震計が設置されており、地震の加速度250ガル、おおよそ震度5強相当が計測された場合には、自動的に、ごみの供給と燃焼用の空気が遮断され、焼却炉は安全に停止されます。その際、ごみの燃焼ガスにつきましては、通常通りろ過式集じん器および触媒反応塔を通過して排出されますので、ばいじんやダイオキシン類等は、外気に排出されない構造となっております。

地震により施設が破壊された場合の補償に関しましては、プラントメーカーや建設工事施工業者の補償は有りませんが、環境省において、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金」制度があり、補助対象事業の1/2の補助額を受けることが出来ます。

3番目のご質問にお答えいたします。

今回の東日本大震災における清掃工場等の情報につきましては、3月中旬から4月中旬にかけて実施された「全国都市清掃会議」の被害状況調査結果によりますと、運転の一時停止を余儀なくされた施設は57カ所報告されておりますが、その殆どが停電や断水、或いは一部設備の不具合等によるものと伺っております。

なお、当センターのプラントメーカーであるJFE株式会社が東北地方に設置した廃棄物処理施設におきましては、その稼動に大きく影響を与えるような災害は発生しないとの報告を受けております。

議長（瀬長 清）

山川典二議員。

3番（山川典二）

ありがとうございます。震度7まで耐えうるということでございます。震度1増えることで、例えば震度5の強さから1000倍のエネルギーの強さになるということ、そういう説もありますけれども、いずれにいたしましてもいま那覇市民及び南風原町民の皆さんが今回の地震によって、この施設が脆弱な元々は地盤だということ、そういうご懸念が結構あったものですから、今回質問をさせていただいておりますが、いずれにいたしましても前代未聞といえますか、日本の近代の歴史の中でも本当に未曾有の大地震をぜひ今後の環境行政に活かしていただきたいというふうに思います。

さて、ここでせっかくでございますので、正副管理者を代表して那覇市長の翁長管理者が先日被災地を視察なさっております。そのときの感想を含めて、今後の環境行政、那覇・南風原クリーンセンターにつきましてのご見解をひとついただきたいと思います。

議長（瀬長 清）

翁長雄志管理者。

管理者（翁長雄志）

山川典二議員のご質疑にお答えをしたいと思います。私も7月に被災地を訪れてまいりました。宮城県の塩釜市、それから岩手県の大船渡市で直接、市長、副市長にお会いしましたが、それ以外に陸前高田市、気仙沼市も見てまいりました。これはテレビ等でご覧のとおりで、本当に未曾有の出来事で、ああいうことが起きた場合のまちづくりというのは、どれだけ困難なことが起きるだろうか、いまある意味安心して子供のことや、お年寄りのこと等を日常的に仕事として頑張っている私たちにとりましても、ああいうのを見たら、これはおそらく役所の仕事の8割ぐらいはそういうところに向けなくてはいけないのではないかなということを見ると、被災にあわれたそれぞれの自治体の苦勞、そしてそこで住んでいる方々、あるいは避難された方々の苦しみはいかばかりか、これは今日まで全国的な支援の中で沖縄県も那覇市を中心として41市町村、みんな力を合わせていま頑張っておるところでありまして、その意味では本当にみんなで支えていかなければならないなあと、こういう気持ちを新たにしたところですよ。がれきの山を見て、本当に震災直後のどこに行ってもがれきというものから、いわゆるどこそこに集められている状況、その量たるは大体各小学校の運動場に目一杯積まれて、高さが10メートルぐらいですね、広さが大体小学校だったら、その運動場に匹敵するようなものが、それぞれの市の何十箇所に置かれて、これを燃やして片付けるには、東北地方全体のクリーンセンターを総動員しても数年かかるだろうと言われております。

なおかつ塩分が含まれておりますので、例えば

那覇のクリーンセンターなどにそういったものをお困りでしようというって、それを燃やしてあげましようなんて言ったら、いま定期点検のことでありますけれども、塩害がすごくて、このクリーンセンターも20年から30年もつ予定でありますけれども、そういうものが10年、15年へと変わってくる可能性があるだろうという、いわゆるクリーンセンターの実情等をお聞きしまして、助けようにもそこまで覚悟があるかというようなことが突きつけられる大変難しい問題があるなというふうに思いますし、ですから、そういったこと等を全国的な規模で考えさせられると同時に、先程山川議員からありましたとおり、ここは元々が最終処分場ということでありまして、地盤の強さ等も含めてしっかりとこれからも検査もやりながら、なおかつこういうことになったときの私どものクリーンセンターがどのように対応できるかというのも非日常的なものに対して、もう少し気持ちを引き締めてやらないと、いまのままの日常的な中ではなにも問題ないと思いますが、例えば震度5ではなにもないと思いますが、震度7となりますと、これはややこしいことになるわけですから、そこら辺を市民、町民、みんなで共有する中で、予算等含めてどのように対処するのかということがこれから課題になってくるなあと、こういうふうに思っておりますので、今議会ではみんなで意見を出し合いながら、いい形で対処できればありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（瀬長 清）

ありがとうございます。他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございません

か。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「工事請負契約について(定期点検補修工事)」は、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第6、報告第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城 充 総務企画課長。

総務企画課長(前城 充)

それでは報告第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告理由をご説明申し上げます。

平成23年2月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会におきまして、議決を得た地方自治法第213条に規定する繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越計算書を議会に報告するものであります。

今回の繰越は、繰越総額2億9,599万5,000円、事業件数1件となっており、平成22年度予算総額27億3,492万4,000円に対する繰越率は、10.8%となっております。

事業の繰越理由は、クリーンセンターの定期点検補修工事におきまして、各機器の劣化・消耗等により、例年に比べて点検・部品取替などの作業

に期間を要したことによるものであります。

以上、ご報告申し上げます。

議長(瀬長 清)

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これで報告第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了させていただきます。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成23年(2011年)8月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後4時15分 閉会)

上記のとおり議事録を調整し、署名する。

平成23年8月11日

議 長

署名議員

署名議員